

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	川口市 健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進法(がん検診等各種検診)の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務
②事務の内容	がん対策基本法に基づき、がんの早期発見、がん検診の受診率の向上を推進するため、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。また、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則で定められた①～⑧の検診について、下記の a～f を行う。 ①歯周疾患検診、②肝炎ウィルス検診、③健康診査（保険未加入者等）、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診 a 対象者の抽出、b 受診票の出力、c 受診結果（精密検査を含む）入力処理、d 集計、e 統計報告資料作成、f データ分析処理
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム(特定健康診査機能等)
②システムの機能	1. 入力機能:健診(検診)を受けた者の入力や履歴の管理 2. 照会機能:対象者の把握と確認、健診(検診)の受診履歴および受診結果の確認 3. データ抽出機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム2

①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (個別業務システム)

システム3	
①システムの名称	住登外管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能 2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能 3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能 4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能 5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能 8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)

システム5	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 収納管理システム、証明書コンビニ交付システム ）

システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	生活保護システム
②システムの機能	1. 生活保護台帳管理機能 ・生活に困窮し相談及び申請の受付をした相談者及び申請者の情報を、システム内に記録する機能 ・申請者の生活状況、資産状況等の調査に応じて、保護の開始決定をする機能 ・対象者の生活状況等に応じて、保護の停止および廃止の決定を行う機能 2. 扶助費給付機能 ・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助を窓口支給、口座振替、現物給付等の方法で支給する機能 3. 返還決定機能 ・不適正に支給された扶助費について返還決定をし、徴収金の管理を行う機能 4. 生活状況記録機能 ・対象者の居住地へ訪問し聞き取りをした生活状況等を、システム内に記録する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ 中間サーバ ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表111の項 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係) 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、18歳以上の男女
その必要性	健康増進法における検診(健診)等を受けようとする者が、対象であるか否かの確認と、結果等の記録を経年的に正確かつ統一的に行い、住民の健康管理、健康づくりを推進する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・その他識別情報: 受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため ・4情報および連絡先: 個人の特定や通知等の発送、連絡のため ・地方税関係情報: がん検診の自己負担が免除になる非課税世帯の申請があった者を確認するため ・健康・医療関係情報: 健診(検診)結果等の適正な管理を図るため ・生活保護情報: がん検診等の自己負担免除対象者の把握ならびに健康診査対象者への通知発送のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健部保健所健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉1課2課、市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (健診(検診)実施機関) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		健診(検診)等に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため
④使用の主体	使用部署	保健所健康増進課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・健康増進事業の対象となる住民であるか否かを確認 ・健診(検診)結果を管理 ・精検未受診者への受診勧奨通知の発送
	情報の突合	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、受診履歴等を確認する。
⑥使用開始日		平成28年4月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		健康管理システムデータ入力委託
①委託内容		健診(検診)結果等のデータ入力業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 リプライム
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	現在、再委託は行っていない。 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	データ入力業務の一部

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり
各種成人検(健)診情報ファイル

個人基本情報	大腸がん情報	胃がん情報
1 個人番号	1 西暦年度	1 西暦年度
2 世帯番号	2 受診日	2 受診日
3 カナ氏名	3 実施検診機関	3 総合検診区分
4 漢字氏名	4 請求日(月)	4 実施医療機関
5 生年月日	5 検診区分	5 検診会場
6 性別	6 費用免除	6 費用免除
7 続柄	7 整理番号	7 受診歴
8 郵便番号	8 受診歴	8 検査結果
9 住所	9 問診判定	9 指示区分
10 方書	10 1日目判定	10 精検受診日
11 住所区分	11 2日目判定	11 精検入力日
12 世帯電話	12 総合判定	12 医療機関名
13 個人携帯	13 精検受診日	13 治療
	14 精検結果入力日	14 検診番号
	15 医療機関名	15 地区(受診時)
	16 精検治療	16 報告対象外
	17 精検特記事項	17 【精未】精検未受診通知 送付日
	18 地区(受診時)	18 【精未】精検未受診通知 収受日
	19 報告対象外	19 【精未】精密検査受診
	20 受付日	20 【精未】精検受診日
	21 自己負担有無	21 【精未】精検受診月
	22 人間ドック受診	22 【精未】精検受診医療機関
	23 【精未】精検未受診通知 送付日	23 【精未】忙しかった
	24 【精未】精検未受診通知 収受日	24 【精未】忘れてしまった
	25 【精未】精密検査受診	25 【精未】様子を見ようと思った
	26 【精未】精検未受診理由	26 【精未】近くに病院がない
	27 【精未】精検受診日	27 【精未】検査がこわい
	28 【精未】精検受診医療機関	28 【精未】料金が気になった
	29 【精未】精検受診月	29 【精未】結果聞きに行っていない
	30 【精未】忙しかった	30 【精未】同じ検査をして異常なし
	31 【精未】忘れてしまった	31 【精未】検査必要と言われてない
	32 【精未】様子を見ようと思った	32 【精未】受診方法分からなかった
	33 【精未】近くに病院がない	33 【精未】深刻に考えなかった
	34 【精未】検査がこわい	34 【精未】その他
	35 【精未】料金が気になった	35 【精未】精検未受診理由
	36 【精未】結果聞きに行っていない	36 内視鏡診断区分
	37 【精未】同じ検査をして異常なし	37 内視鏡判定
	38 【精未】検査必要と言われてない	38 内視鏡生検有無
	39 【精未】受診方法分からなかった	39 受付日
	40 【精未】深刻に考えなかった	40 自己負担有無
	41 【精未】その他	41 問診のみフラグ
	42 精検腺腫詳細	42 内視鏡検査結果
	43 【精未】申告状況	43 【精未】申告状況
	44 【精未】申告状況その他	44 【精未】申告状況その他
	45 【精未】フォロー終了	45 【精未】フォロー終了
	46 検査方法	46 精密検査特記事項
	47 精検結果	47 検査方法
		48 精検診断

肺がん・結核検診情報①	肺がん・結核検診情報②
1 西暦年度	51 【精未】精検受診日
2 受診日	52 【精未】精検受診月
3 総合検診区分	53 【精未】精検受診医療機関
4 実施医療機関	54 受付日
5 請求日（月）	55 自己負担有無
6 費用免除	56 【精未】申告状況
7 X線受診歴	57 【精未】申告状況その他
8 喫煙	58 【精未】フォロー終了
9 1日の本数	59 喀痰検査
10 喫煙年数	60 検査方法
11 血たん	61 精検診断
12 その他（職歴）	62 臨床病気分類
13 二重読影所見（X線仮判定区分）	
14 X線決定判定（旧X線所見）	
15 総合判定	
16 精検受診日	
17 精検入力日	
18 医療機関名	
19 切除術の根治性	
20 組織分類	
21 治療	
22 喀痰検査日	
23 喀痰判定区分	
24 精検特記事項	
25 精密検査	
26 整理番号	
27 一次読影所見	
28 比較読影（一次）	
29 比較読影（二重読影）	
30 二重読影委託	
31 喀痰提出日	
32 二重読影実施日	
33 地区（受診時）	
34 報告対象外	
35 【精未】忙しかった	
36 【精未】忘れてしまった	
37 【精未】様子を見ようと思った	
38 【精未】近くに病院がない	
39 【精未】検査がこわい	
40 【精未】料金が気になった	
41 【精未】結果聞きに行っていない	
42 【精未】同じ検査をして異常なし	
43 【精未】検査必要と言われてない	
44 【精未】受診方法分からなかった	
45 【精未】深刻に考えなかった	
46 【精未】その他	
47 【精未】精検未受診理由	
48 【精未】精検未受診通知 送付日	
49 【精未】精検未受診通知 收受日	
50 【精未】精密検査受診	

子宮がん情報①		子宮がん情報②	
1	西暦年度	51	受付日
2	受診日	52	自己負担有無
3	実施検診機関	53	細胞診結果
4	請求日（月）	54	指示区分
5	検診区分	55	【精未】申告状況
6	整理番号	56	【精未】申告状況その他
7	費用免除	57	【精未】フォロー終了
8	受診歴	58	体部分細胞診結果
9	頸部細胞診	59	体部分指示区分
10	細胞診断結果	60	HPV検査判定
11	推定病理診断	61	臨床診断
12	体部細胞診	62	6ヶ月以内の症状
13	体部指示区分	63	その他特記事項
14	特記事項		
15	医療機関名		
16	頸部精検受診日		
17	頸部精検結果入力日		
18	頸部検査方法		
19	頸部精検結果		
20	精検治療		
21	標本の適否		
22	精密治療特記		
23	採取器具（頸がん）		
24	採取器具（体がん）		
25	再採取		
26	採取器具（頸がん）集計用		
27	採取器具（体がん）集計用		
28	【精未】精検未受診通知 送付日		
29	【精未】精検未受診通知 收受日		
30	【精未】精密検査受診		
31	【精未】精検未受診理由		
32	【精未】精検受診日		
33	【精未】精検受診医療機関		
34	【精未】精検受診月		
35	再採取実施日		
36	地区（受診時）		
37	【精未】忙しかった		
38	【精未】忘れてしまった		
39	【精未】様子を見ようと思った		
40	【精未】病院が近くにない		
41	【精未】検査がこわい		
42	【精未】料金が気になった		
43	【精未】検査結果を聞きに行っていない		
44	【精未】同じ検査をして異常なし		
45	【精未】精密検査が必要と言われていない		
46	【精未】受診方法が分からなかった		
47	【精未】深刻と思わなかった		
48	【精未】その他		
49	報告対象外		
50	HPV検査結果		

前立腺がん情報	
1	西暦年度
2	受診日
3	請求日（月）
4	検診区分
5	検診会場
6	P S A
7	特記事項
8	精検受診日
9	地区（受診時）
10	整理番号
11	費用免除
12	電話番号前立腺がん
13	受診歴
14	血縁者がん病歴
15	ホルモン治療
16	年齢
17	総合判定
18	実施区分
19	受付日
20	自己負担有無
21	報告対象外
22	精検結果入力日
23	医療機関名
24	検査方法
25	精検診断
26	精検治療
27	精密検査特記事項

健康診査情報①		健康診査情報②	
1	西暦年度	51	尿潜血
2	受診日	52	総合指導区分
3	整理番号	53	医師所見、指示事項
4	実施医療機関	54	疾病分類 指導区分
5	請求日（月）	55	疾病分類 診断名
6	薬剤治療の有無（血圧）		
7	薬剤治療の有無（血糖）		
8	薬剤治療の有無（脂質）		
9	既往歴（脳卒中）		
10	既往歴（心臓病）		
11	既往歴（腎不全）		
12	既往歴（貧血）		
13	タバコを習慣的に吸っている		
14	禁煙希望有		
15	20歳の時から10Kg以上増加		
16	30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施		
17	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施		
18	同世代の同性と比較して歩く速度が速い		
19	人より食べる速度が速い		
20	就寝前2時間以内の夕食が週3回以上		
21	夕食後の間食が週3回以上		
22	朝食を抜くことが多い		
23	お酒を飲む回数		
24	飲酒（1日あたり合数）		
25	睡眠で休養が得られている		
26	見直し（生活習慣改善）		
27	見直し（保健指導利用）		
28	自覚症状有無		
29	自覚症状		
30	他覚症状有無		
31	他覚症状		
32	身長		
33	体重		
34	腹囲		
35	視・触診異常		
36	視・触診		
37	打聴診異常		
38	打聴診		
39	血圧（高）		
40	血圧（低）		
41	空腹時中性脂肪		
42	HDL コレステロール		
43	LDL コレステロール		
44	AST (GOT)		
45	ALT (GPT)		
46	γ-GTP 値 (GGT)		
47	空腹時血糖		
48	食後10時間未満血糖		
49	尿糖		
50	尿蛋白		

肝炎ウイルス情報		口腔がん情報	
1	西暦年度	1	西暦年度
2	受診日	2	受診日
3	総合検診区分	3	請求日（月）
4	整理番号	4	実施医療機関
5	実施検診機関	5	受診番号
6	請求日（月）	6	特記事項
7	費用免除	7	受付日
8	検診種別	8	自己負担有無
9	実施区分	9	住民票有無
10	B型肝炎検査	10	口腔がん過去検診有無
11	地区（受診時）	11	口腔がん過去検診結果
12	C型肝炎検査（H25から判定変更）	12	自覚症状
13	受付日	13	治療中、済の病気
14	自己負担有無	14	喫煙の有無
15	フォローアップ希望有無	15	飲酒の有無
16	B型肝炎治療有無	16	血縁者のがん罹患有無
17	C型肝炎治療有無	17	発現状態
		18	形態
		19	感覚
		20	色調
		21	義歯使用
		22	リンパ節腫脹
		23	検査結果
		24	費用免除

成人歯科健診・歯科ドック情報①		成人歯科健診・歯科ドック情報②		成人歯科健診・歯科ドック情報③	
1	西暦年度	51	4 歯をみがくと血がでる	101	歯石の状況
2	受診日	52	5 歯ぐきが腫れてプヨプヨする	102	歯肉17又は16（令和4年度より）
3	受診番号	53	6 冷たい物や熱い物歯にしみる	103	歯肉47又は46（令和4年度より）
4	実施医療機関	54	7 かかりつけの歯科医がある	104	歯肉11（令和4年度より）
5	請求日（月）	55	8 歯科医院に行けないことがある	105	歯肉31（令和4年度より）
6	DMF 18	56	9 現病歴 1）糖尿病	106	歯肉26又は27（令和4年度より）
7	DMF 17	57	9 現病歴 2）脳卒中	107	歯肉36又は37（令和4年度より）
8	DMF 16	58	9 現病歴 3）心臓病	108	歯周ポケット最大値
9	DMF 15	59	10 家族他、歯の健康に関心ある	109	歯肉最大値
10	DMF 14	60	11 歯に自信があり、ほめられる		
11	DMF 13	61	12 外出先でも歯みがきをする		
12	DMF 12	62	13 間食をする		
13	DMF 11	63	14 たばこを吸う		
14	DMF 21	64	15 夜、寝る前に歯みがきする		
15	DMF 22	65	16 フッ素入り歯磨剤を使っている		
16	DMF 23	66	17 歯間ブラシ、フロスを使用		
17	DMF 24	67	18 ゆっくり、よく噛む		
18	DMF 25	68	19 歯科で歯みがき指導を受けた		
19	DMF 26	69	20 歯科で定期健診年 1 回受ける		
20	DMF 27	70	その他の所見		
21	DMF 28	71	歯（楔状欠損等）		
22	DMF 48	72	歯列咬合		
23	DMF 47	73	顎関節		
24	DMF 46	74	粘膜		
25	DMF 45	75	唾液潜血検査		
26	DMF 44	76	ウ蝕活動検査		
27	DMF 43	77	唾液量検査		
28	DMF 42	78	唾液緩衝能検査		
29	DMF 41	79	総合判定		
30	DMF 31	80	歯石除去・経過観察		
31	DMF 32	81	歯周治療		
32	DMF 33	82	ウ蝕治療		
33	DMF 34	83	補綴処置		
34	DMF 35	84	その他		
35	DMF 36	85	1-2 2.外観		
36	DMF 37	86	1-2 3.発語		
37	DMF 38	87	1-2 4.口臭		
38	健全歯数	88	1-2 5.痛み		
39	未処置歯数	89	1-2 6.その他		
40	処置歯数	90	9 治療中		
41	現在歯数	91	その他（所見）		
42	要補綴歯数	92	受付日		
43	欠損補綴歯数	93	歯科ドック受診フラグ		
44	口腔清潔状態	94	市への連絡事項		
45	歯の状態	95	歯周ポケット17又は16		
46	1 歯や口の状態で気になること	96	歯周ポケット47又は46		
47	1-2 1.噛み具合	97	歯周ポケット11		
48	2-1 歯は何本ありますか（本数）	98	歯周ポケット31		
49	2 歯は何本ありますか（20本以上）	99	歯周ポケット26又は27		
50	3 左右の奥歯をかみしめられる	100	歯周ポケット36又は37		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・検診(健診)実施機関において、本人確認(身分証等の提示)を厳重に行い、本人以外の情報が記載されないように徹底する。 ・個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報が入出力できないようにする。 ・受診券の交付、再交付については、複数項目の情報から本人確認を行う。 ・庁内連携システムを通じて情報を入手する場合は、あらかじめ提供元の担当部署から、提供を受けることのできる職員のアクセス許可を受けるとともに、必要な項目以外を入手できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。 ・健診(検診)実施機関からの帳票類(紙媒体)の提出は、窓口へ直接持参するか、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパック等追跡可能な郵便での提出とする。 ・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・システムについては庁内連携を介し目的を超えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザー認証の管理 [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	具体的な管理方法 ・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードについては、定期的な変更を義務付けている。
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項(委託契約終了後も含む) ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・前記各事項の定めに従った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・バックアップデータを市内別拠点に保管している。 ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。	
8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション提供事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載（令和5年4月1日～）。
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 基本情報－4個人番号の利用－法令上の根拠	※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条1項	※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	項番号の整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	—	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	—	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成30年11月15日	I 関連情報－6評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－6評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－③対象となる本人の範囲	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、20歳以上の女性、40歳以上の男性	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、20歳以上の男女	事後	対象者の範囲の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－⑥事務担当部署	健康増進部保健センター	保健部保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定基本情報の入手・使用－④使用の主体	保健センター	保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
-------------	--	---	--	----	---------------------

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかー再発防止策の内容	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施しない	事後	現在の状況に併せて記載
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－6情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク1ーリスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムと接続については、現在未定である。	—	事前	接続しない（入手・提供）ため、記載不要
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ－特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	Ⅴ評価実施－手続き①実施日	2015/11/4	2020/10/22	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年3月2日	Ⅰ基本情報－4個人番号の利用－①システムの名称	—	中間サーバー	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し

令和4年3月2日	I 基本情報－4個人番号の利用－②システムの機能		1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
----------	--------------------------	--	---	----	----------------------------------

令和4年3月2日	I 基本情報－4個人番号の利用－②システムの機能		6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	I 基本情報－4個人番号の利用－③システムとの接続		情報提供ネットワークシステム 宛名システム等	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施しない	実施する	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し

令和4年3月2日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・別表第2(第102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－③委託先名	株式会社 サウンズグッド	都亜測量設計 株式会社	事後	委託先変更によるもの。
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－6特定個人情報の保管・消去	－	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目	－	別添1の健康診査情報 47クレアチニンを追加	事後	検診項目追加によるもの。

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容		＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
----------	--	--	--	----	----------------------------------

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	-	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。」	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。
----------	--	---	---	----	---

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-(1)住民基本台帳ファイル～(3)送付先情報のファイル～7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-(1)住民基本台帳ファイル～(3)送付先情報のファイル～7特定個人情報の保管・消去ー⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	ー	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-(1)住民基本台帳ファイル～(3)送付先情報のファイル～7特定個人情報の保管・消去ー⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかー再発防止策の内容	公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	ー	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー③委託先名	都垂測量設計 株式会社	株式会社 リプライム	事後	委託先変更によるもの。
令和5年3月1日	Ⅳ 開示請求、問合せー1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求ー②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅳ 開示請求、問合せー1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求ー③法令による特別の手続き	ー	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和6年3月11日	Ⅰ 基本情報ー4個人番号の利用ーシステム7ー①システムの名称	ー	生活保護システム	事前	健康管理システムに登録している健康診査(保険未加入者等)データの生活保護管理システム連携開始による見直し

令和6年3月11日	I 基本情報－4個人番号の利用－システム7－②システムの機能③他のシステムとの接続		1. 生活保護台帳管理機能 ・生活に困窮し相談及び申請の受付をした相談者及び申請者の情報を、システム内に記録する機能 ・申請者の生活状況、資産状況等の調査に応じて、保護の開始決定をする機能 ・対象者の生活状況等に応じて、保護の停止および廃止の決定を行う機能 2. 扶助費給付機能 ・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助を 窓口支給、口座振替、現物給付等の方法で支給する機能 3. 返還決定機能 ・不適正に支給された扶助費について返還決定をし、徴収金の管理を行う機能 4. 生活状況記録機能 ・対象者の居住地へ訪問し聞き取りをした生活状況等を、システム内に記録する機能 他のシステムとの接続 庁内連携システム【○】	事前	健康管理システムに登録している健康診査(保険未加入者等)データの生活保護管理システム連携開始による見直し
令和6年3月11日	I 基本情報－6評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健所地域保健センター	川口市 健康増進部 保健所健康増進課	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	I 基本情報－6評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	地域保健センター長	健康増進課長	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－⑥事務担当部署	保健部保健所地域保健センター	保健部保健所健康増進課	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない

令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手－ ④使用の主体－使用部署	保健所地域保健センター	保健所健康増進課	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年11月27日	Ⅰ 基本情報－2. 個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム2③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅰ 基本情報－2. 個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム3①システムの名称	税宛名システム	住登外管理システム	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅰ 基本情報－2. 個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム4②システムの機能	(略) 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能	(略) 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅰ 基本情報－2. 個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム4③他のシステムとの接続	[] その他()	[○] その他(証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅰ 基本情報－2. 個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム5③他のシステムとの接続	[○] その他(収納管理システム)	[○] その他(収納管理システム、証明書コンビニ交付システム)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年11月27日	Ⅰ 基本情報－2. 個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム6③他のシステムとの接続	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 既存住民基本台帳システム	事後	事務の実態に合わせた修正

令和7年11月27日	I 基本情報－4個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の76項 健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表111の項 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらない
令和7年11月27日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号（別表第2の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） ・別表第2（第102の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号（別表第2の第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができる」とされている項） ・別表第2（第102の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条（健康増進法関係） 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条（健康増進法関係）	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらない
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要－基本情報③対象となる本人の範囲	川口市の住民（住基法第5条）に基づき住民基本台帳に記録された住民）で、20歳以上の男女	川口市の住民（住基法第5条）に基づき住民基本台帳に記録された住民）で、18歳以上の男女	事後	成人歯科健診の運用見直しによるもの
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要－基本情報④主な記録項目	・識別情報[]個人番号	・識別情報[○]個人番号	事後	Public Medical Hub運用開始に伴う変更

令和7年11月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	健康管理システムのガバメントクラウド移行に伴う修正
令和7年11月27日	Ⅲリスク対策-10. その他のリスク対策	-	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション提供事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	健康管理システムのガバメントクラウド移行に伴う修正
令和7年11月27日	Ⅴ 評価実施手続-1. 基礎項目評価①実施日	令和2年10月22日	令和7年10月1日	事後	基礎項目評価実施日の変更(重要な変更による再実施)